

令和 5 年度第 1 2 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 3 月 8 日（金）

令和5年度第12回農業委員会議事録

日 時 令和6年3月8日（金） 午後1時30分～午後2時15分

場 所 保健福祉センター 2階 会議室

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (3) 南国市農用地利用集積計画の件
- (4) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 使用貸借の合意解約通知の件
- (4) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
- (5) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- (6) 非農地証明願の件
- (7) 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願の件

出席者（農業委員 19名）

会長 瀧田 好典	第一副会長 池 正人	第二副会長 鈴木 郁馬	
1 番 金田 善充	2 番 山本 修平	4 番 杉本 和繁	5 番 高芝 澄生
6 番 末政 隆一	7 番 楠瀬 理枝	8 番 武市 忠雄	11 番 植野 永子
12 番 松岡 清	13 番 今井 まち	14 番 窪田 理佳	15 番 山本 桂
16 番 平田 修三	17 番 垣内 育男	18 番 田岡 崇	19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 0名）

出席者（農地利用最適化推進委員 14名）

3 番 門田 俊一	4 番 笥 和幸	5 番 和泉 依	6 番 門田 理博
7 番 利岡 邦彦	8 番 西岡 祐三	9 番 武市 憲雄	10 番 北原 章吾
11 番 山北 泰司	12 番 北村 一弘	13 番 武内 俊暁	14 番 中村 和雅
16 番 橋詰 昌明	17 番 井上 丈夫		

欠席者（農地利用最適化推進委員 3名）

1 番 西本 良平	2 番 齋藤 喜美子	15 番 岡田 廣志
-----------	------------	------------

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 清岡 さゆり
主 査 穂積 孝昌	

議事録署名委員

1 番 金田 善充	2 番 山本 修平
-----------	-----------

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年3月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数15件、申請受理面積、田2,908.23㎡、畑10,978.61㎡、計13,886.84㎡。まず初めに受付番号113号から114号は武市忠雄委員の案件ですので先に審議を行います。武市忠雄委員退室をお願いします。 (武市忠雄委員 退室) 事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は7ページになります。受付番号113号と114号は譲受人が同じため、まとめて説明します。譲受人は72歳。申請地は、前浜の田、4筆、計1,857㎡、売買による所有権移転です。周辺農地を借りて耕作しているため、耕作に便利であり、規模拡大するため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は54年です。農作業には本人と妻と子夫婦が従事しています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。113号、114号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います (武市忠雄委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書4ページに戻っていただきまして受付番号100号です。譲受人は75歳。申請地は、久礼田の田畑、4筆で、計510.61㎡、叔母から甥への売買による所有権移転です。叔母からの要望で、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、ブドウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。100号については以上です。 受付番号101号と102号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は44歳。申請地は、西山の田5筆で、計3,243㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲

受人は、トラクターなどを所有していないため、田植えや刈取りなどは作業委託します。農作業歴は10年です。農作業には本人と母が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。101号、102号については以上です。

受付番号103号です。譲受人は76歳。申請地は、浜改田の畑、499㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は58年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。103号については以上です。

受付番号104号です。譲受人は86歳。申請地は、稲生の畑、116.23㎡、売買による所有権移転です。以前から申請地の近くを借りて耕作しており、この度、譲渡人からの要望もあり、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要ない規模で耕作をします。農作業歴は20年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、これまで同様にジャガイモ、ナス、キュウリなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。104号については以上です。

受付番号105号です。譲受人は61歳。申請地は、久礼田の畑、2筆で、計631㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、柿、ユズ、ナスなどの果樹や野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。105号については以上です。

受付番号106号です。譲受人は61歳。申請地は、久礼田の畑、330㎡、売買による所有権移転です。以前から申請地を借りて耕作しており、この度、譲渡人からの要望もあり、自宅の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要ない規模で耕作をします。農作業歴は10年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様にナス、キュウリ、ニンジンなどの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。106号については以上です。

受付番号107号です。譲受人は78歳。申請地は、片山の田、3筆で、計3,126㎡、義妹から兄への贈与による所有権移転です。県外に住む義妹からの要望で、この度、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受

人は、トラクターなどを所有していないため、田植えや刈取りなどは作業委託します。農作業歴は60年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。107号については以上です。

受付番号108号です。譲受人は36歳。申請地は、浜改田の畑、28㎡、売買による所有権移転です。自作地の隣で一体的に耕作するのに便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、耕うん機などを所有しており、農作業歴は1年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。108号については以上です。

受付番号109号です。譲受人は64歳。申請地は、片山の田、2筆で、計2,217㎡、義姉から妹への贈与による所有権移転です。譲渡人の義姉は申請地を相続しましたが、農業の知識や経験がないため、この度、義姉の要望により取得します。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、機械を所有していないため、田植えや刈取りは作業委託をします。農作業歴は、実家の農作業を経験してきており30年です。農作業には本人が従事します。取得後は、これまで同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。109号については以上です。

受付番号110号です。譲受人は72歳。申請地は、浜改田の畑、2筆で、1,209㎡、贈与による所有権移転です。県外に住むいとこからの要望で、自作地の近隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は、シシトウを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。110号については以上です。

受付番号111号です。譲受人は33歳。申請地は、金地の田、98㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地に隣接しており一体的に耕作するのに便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は4年です。農作業には本人と母が従事しています。取得後は、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。111号については以上です。

受付番号112号です。譲受人は61歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田、22㎡、売買による所有権移転です。自作地に隣接しており一体的に耕作するのに便利であり、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、花木を栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないというこ

会長	とです。112号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくをお願いします 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います。続きまして議案第2号、まず初めに申請の取下げがありますので議案書は差し替え資料をお手元にご用意ください。農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年3月8日、南国市農業委員会会長、濱田好典。申請受理件数1件。申請受理面積、田632㎡、畑0㎡、計632㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号83号です。議案書は差し替え資料をご確認ください。別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は大桶の田632㎡、所有権の設定により店舗兼自宅への転用です。申請代理人によりますと、一階を飲食店、2階を申請人夫婦の自宅にしたいとのことです。農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙3ページです。配置は図の通りです。駐車場については、敷地南側が飲食店用、敷地北側が自宅用です。造整計画については特になし、整地計画については、家庭菜園部分はそのままで、それ以外はアスファルト舗装。進入計画は南側県道から。排水計画については、雨水は自然浸透及び南側県道側溝に排水、汚水は浄化槽を經由し南側県道側溝に排水する計画で、管轄である中央東土木事務所の排水同意を取得済みで、地元より排水に問題ない旨の意見書が添付されているとのことです。また、管轄の土地改良区からも転用に問題ない旨の意見書が出ております。周囲の状況については、東側同意のある農地、西側宅地、南側県道、北側鉄道用地であり、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。他法令については開発許可の見込みがあることを確認、排水に伴う道路工事許可を得ていることを確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでしたら、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいで

	しょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年3月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号284号は私の案件ですので先に審議を行います。司会を池副会長お願いします。 (会長 退室)
池副会長 清岡次長	受付番号284号について事務局説明をお願いします。 議案第3号農用地利用集積計画について説明します。議案書31ページ、284号です。借人は、64歳。申請地は、岡豊町中島の田3筆で、3年の賃貸借権を更新して、水稻を作るといいます。賃料は、10aあたり米45kg相当の金額を振込するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
池副会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長	続きまして、受付番号268号及び294号は金田委員の案件ですので先に審議を行います。金田委員退室をお願いします。 (金田委員 退室)
清岡次長	事務局説明をお願いします。 議案書22ページ、268号です。借人は、47歳。申請地は国分と比江の田、4筆で、4年10か月の賃貸借権を設定して、水稻を作るといいます。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。
会長	続きまして議案書36ページ、受付番号294号です。借人は、47歳。申請地は、国分の田4筆で、4年10か月の使用貸借権を設定して、水稻を作るといいます。説明は以上です。ご審議お願いいたします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

清岡次長 会長	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (金田委員 入室) 続きまして、受付番号２７２号から２７４号まで池副会長の案件ですので先に審議を行います。池副会長退室をお願いします。 (池副会長 退室) 事務局説明をお願いします。 議案書２４ページ、２７２号から２７４号までは、借人が同じためまとめて説明します。借人は、５９歳。申請地は前浜の田３筆で、期間が順に４年、１年、３年の賃貸借権を設定して、水稻を作るといふものです。賃料は、一筆あたり１０,０００円または１３,０００円を現金で支払うといふものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (池副会長 入室) 続きまして、受付番号２８５号は鈴木副会長の案件ですので先に審議を行います。鈴木副会長退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長 会長	議案書３１ページ、２８５号です。借人は、５６歳。申請地は、東崎の田３筆で、４年の賃貸借権を更新して、水稻と甘藷を作るといふものです。賃料は、１０ａあたり１０,０００円を現金で支払うといふものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 続きまして、受付番号２８６号は山本桂委員の案件ですので先に審議を行います。山本桂委員退室をお願いします。 (山本桂委員 退室)

清岡次長	事務局説明をお願いします。 議案書 32 ページ、286 号です。借人は、60 歳。申請地は、十市の田で、5 年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を現金で支払うというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (山本桂委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	議案書は 12 ページ、受付番号 250 号です。借人は、69 歳。申請地は、国分の田で、50 年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 5,000 円を振込するというものです。 251 号です。借人は、74 歳。申請地は、三畠の田 4 筆で、10 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 6,000 円を振込するというものです。 252 号です。借人は、53 歳。申請地は、上末松の田 3 筆で、10 年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 253 号です。借人は、39 歳。申請地は、小籠の田で、10 年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 議案書 14 ページ、254 号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、5 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり 5,000 円を振込するというものです。 255 号です。借人は、66 歳。申請地は、国分の田で、5 年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10 a あたり約 5,800 円を振込するというものです。 256 号です。借人は、53 歳。申請地は、下末松の田 3 筆で、10 年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。 257 号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田 3 筆で、10 年の

使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

議案書16ページです。258号、259号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、66歳。申請地は、国分の田3筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

260号、261号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、51歳。申請地は、岡豊町江村、岡豊町八幡、岡豊町吉田の田11筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

議案書18ページ、262号です。借人は、48歳。申請地は、岡豊町江村、岡豊町吉田の田畑16筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

263号です。借人は、58歳。申請地は、小籠の田で、10年の使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。

議案書20ページ、264号は農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、前浜の田2筆で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。

議案書21ページからは相対の貸借になります。265号です。借人は、47歳。申請地は、三島の畑2筆で、10年の貸借権を設定して、キュウリを作るというものです。賃料は、10aあたり24,730円を現金で支払うというものです。

266号です。借人は、48歳。申請地は、立田の田で、3年の貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

議案書22ページ、267号です。借人は、47歳。申請地は、小籠の田2筆で、3年の貸借権を設定して、キュウリを作るというものです。賃料は、10aあたり20,000円を振込するというものです。

269号です。借人は、53歳。申請地は、稻生の田2筆で、5年の貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米60kgを物納するというものです。

270号、271号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、46歳。申請地は、大桶の田畑12筆で、5年の貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

続きまして、議案書26ページの275号から30ページの282号までの8件は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、廿枝の田17筆で、5年の貸借権を更新して、イチゴ、スイカ、メロン、コスモス、ヒマワリを作るというものです。賃料は、10aあたり278号が24,000円、それ以外は100,000円を振込するというものです。

次に、283号です。借人は、66歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田3筆で、3年の

会長 穂積主査	賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。 議案書32ページ、287号です。借人は、77歳。申請地は、明見の田3筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。 288号です。借人は、43歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻、野菜を作るというものです。賃料は10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払うというものです。 289号です。借人は、46歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。 290号です。借人は、43歳。申請地は、里改田の田3筆で、10年の賃貸借権を更新して、オクラ、サニーレタス、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり5,000円を振込するというものです。 291号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稻生の田で、10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 292号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稻生の田2筆で、10年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。 293号です。借人は、64歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の使用貸借権を設定して、葉ニンニクを作るというものです。 議案書36ページ、295号です。借人は、48歳。申請地は、片山の田畑13筆で、10年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして当日提案の案件です。当日提案の資料をお手元にご用意ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請を下記のとおり受理しましたので、意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年3月8日、南国市農業委員会会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします 議案第4号は、こちらの案件は、先月の定例総会で審議した●●の搬出ルート変更の及
-----------------------	---

会長	び8月の定例総会で審議した砂利採取案件に関連する申請です。現在農地転用の許可を得ている砂利採取の案件そのものに対して、高知県より変更申請が必要であるとの指摘がありました。砂利採取の計画自体に変更はありませんが、便宜上、砂利採取の案件そのものについても、ルート変更を認めますという農業委員会からの意見が必要とのことです。この変更申請について、容認してよいかご審議のほどよろしくお願いします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しを願います。 (午後2時15分終了)
-----------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年9月8日

会 長

須田 将典

議事録署名委員

金田 善充

議事録署名委員

山本 修平